

令和8年度 福島県立高等学校入学者選抜 福島県立相馬総合高等学校 前期選抜 募集要項

福島県立相馬総合高等学校

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂200番地

電話 (0244) 36-6231

1 アドミッション・ポリシー

次のような生徒を求める。

- 基本的な生活習慣が身についている生徒。
- 本校の特色を理解し、自己を成長させるために前向きに学ぶ生徒。
- 部活動やボランティア活動など、何事にも積極的に取り組む生徒。

2 募集定員

全日制の課程 総合学科 募集定員160名

(1) 特色選抜募集定員

募集定員（160名）の25%（40名）程度

(2) 一般選抜募集定員

募集定員（160名）から、特色選抜又は連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数

3 通学区域

県下一円とする。

4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

ただし、本校と連携型中高一貫教育を実施している次の中学校を卒業する見込の者は、本校の特色選抜に出願することはできない。

【本校と連携型中高一貫教育を実施している中学校】

- 相馬市立中村第一中学校 ○ 相馬市立中村第二中学校 ○ 相馬市立向陽中学校
- 相馬市立磯部中学校 ○ 相馬郡新地町立尚英中学校

(1) 次の①、②のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本要項に示す「**5 特色選抜における志願してほしい生徒像**」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 特色選抜における志願してほしい生徒像

学校生活において、学習及び部活動等何事にも意欲的に取り組む生徒で、特に次のような生徒を求める。

【A型（スポーツ）】

これまで部活動若しくは地域クラブ活動等の団体に所属して意欲的に競技に取り組み、高校入学後はその競技の運動部に入部して3年間継続する者。

《男子のみ》 硬式野球部、サッカーチーム

《女子のみ》 バレーボール部、ソフトボール部

《男子・女子》 ソフトテニス部、卓球部、弓道部、陸上競技部、柔道部、バドミントン部、バスケットボール部

【B型（芸術）】

これまで芸術活動に意欲的に取り組み、芸術系の文化部に入部して3年間継続する者。

《男女共通》 吹奏楽部、合唱部、美術部、書道部

6 併願の取り扱い

志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に併願することができる。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「**15 出願資格申請**」（6ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）

ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

② 特色選抜志願理由書（募集要項とともに、本校ホームページに掲載したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

なお、2ページを両面に印刷し、A4縦判1枚での提出とする。

(2) 上記(1)以外の者

① 特色選抜志願理由書（募集要項とともに、本校ホームページに掲載したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

なお、2ページを両面に印刷し、A4縦判1枚での提出とする。

② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出願手続

出願手続については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【志願者申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時 から 令和8年2月5日(木)正午 まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時 から 令和8年2月5日(木)午後4時 まで

③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類について、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「**11 調査書提出**」（5ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時 から 令和8年2月6日(金)正午 まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出すること。

(4) 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出願手続をできなかった者が、新たに出願を希望する場合は、出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。その際、中学校長は、速やかに本校校長に連絡すること。

(5) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、出願の受理を取り消す場合がある。

① 志願情報に虚偽があるとき

② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

<持参及び送付による書類の提出方法について（以下の方法により書類を提出する）>

【持参】 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

受付場所は、相馬総合高等学校の事務室とする。

【郵送】 簡易書留とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先：福島県立相馬総合高等学校長

住所：〒976-0014 福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂200番地

10 出願先変更

出願先変更については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。

また、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不足額を納付する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【出願先変更申請期間】

令和8年2月9日(月)午前9時 から 令和8年2月12日(木)正午 まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。

【出願先変更中学校承認期間】

令和8年2月9日(月)午前9時 から 令和8年2月12日(木)午後4時 まで

③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類について、提出票（様式5号）を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提出する。

なお、調査書については「**11 調査書提出**」（5ページ）に定めるところにより提出する。

また、特別支援学校へ出願先変更を希望する場合は、「令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、新たな志願先の特別支援学校長に提出する。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時 から 令和8年2月13日(金)正午 まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

(3) 先に出願した高等学校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

なお、調査書の受験番号の欄は、本校において記入する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時 から 令和8年2月17日(火)午後4時 まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

出願取消については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。
- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時 から 令和8年3月13日(金)午前9時 まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

(3) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。

また、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、巻封の上、本校校長あて親送とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時 から 令和8年2月18日(水)午後4時 まで

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、次のとおりとする。なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡すること。

ただし、隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により本校への出願が認められる学区からの志願者については、出願資格申請は不要である。

【出願資格申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時 から 令和7年12月26日(金)午後4時 まで	及び
令和8年1月5日(月)午前9時 から 令和8年1月30日(金)午後4時 まで	

(1) 申請方法

① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。提出の際は、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

例) 市町村が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）

保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」

保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。提出の際は、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ その他、本校校長が指示する書類

(2) 出願資格申請があった場合、本校校長は、出願資格審査結果通知書（様式10号）を、中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、出願資格申請期間に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

(5) 一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の中学校長の承認を得る。

なお、WEB出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要である。

16 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

17 選抜方法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色検査の結果を資料として、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

なお、全体の満点は600点とする。

① 特色選抜志願理由書

志願の動機・理由の欄には、本校への志願理由、中学校で意欲的に取り組んだこと、高校で学びたいこと、将来の進路希望等について、志願者本人が具体的に記入する。

2ページを両面印刷し、A4縦判1枚で提出とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて195点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。

（部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等についても総合的に評価し、点数化する。）

③ 学力検査

志願者全員に学力検査を実施する教科は次のとおりとし、検査時間はそれぞれ50分とする。

各教科の満点を50点とし、合計250点満点とする。

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 特色面接

志願者全員に対して集団面接を実施する。面接については段階評価する。

⑤ 特色検査

次の通り実技試験を実施する。実技試験については点数化し、100点満点とする。

【A型（スポーツ）】

次の内容の共通実技試験を、相馬総合高等学校の屋内体育施設で行う。

準備物	運動着（各中学校指定のもの）、屋内シューズ（各中学校指定のもの）
実施内容	反復横跳び、立ち幅跳び、30m走、握力

【B型（芸術）】

特色選抜志願理由書に記入した入部希望部に応じて、次の内容の実技試験を行う。

ア 吹奏楽部

- ・課題演奏及び自由演奏を課す。 • 楽譜は見てもよい。
- ・楽譜は各自で持参すること。 • 伴奏はつかない。
- ・自由演奏に用いる楽曲の作者名、曲目は、試験開始時に試験官に口頭で申告する。

*楽器ごとの実施内容等については次のとおり。

楽器	準備物	実施内容
管樂器	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。 フルート、オーボエ、ファゴット、B♭クラリネット、バスクラリネット、アルトサクソфон、テナーサクソфон、バリトンサクソфон、トランペット、ホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ ・譜面台は本校で用意する。 楽器は、各自で持参すること。 	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.34、スケール（長音階）No.6の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩=120で演奏すること。 各楽器の演奏パートは、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B♭クラリネット、バスクラリネット、テナーサクソфон、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバで受験の場合 【No. 6(1)】 ・アルトサクソфон、バリトンサクソфон、トランペットで受験の場合 【No. 6(2)】 ・ホルンで受験の場合 【No. 6(3)】 ・フルート、オーボエ、ファゴットで受験の場合 【No. 6(4)】 <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>
弦樂器	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏に使用する楽器は、コントラバスとする。 ・楽器、譜面台は本校で用意する。弓は各自で持参すること。 	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.35、スケール（長音階）No. 6 (11)の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩=120で演奏すること。</p> <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>
打樂器	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。 スネアドラム、マリンバ ・楽器、譜面台は本校で用意する。スティック、マレットは各自で持参すること。 	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）の演奏を課す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スネアドラムで受験の場合 p. 15 ステップ4 3連音符 ♩=60で演奏すること。リピートはなしとする。 ・マリンバで受験の場合 p. 34 スケール（長音階）No. 6(4) ♩=120で演奏すること。 <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>

イ 合唱部

①コールユーブンゲンNo. 31の a

②選択曲

次の3曲の中から1曲選択し、それぞれ指定された調で1番のみ無伴奏で歌う。

1 花 (武島羽衣 作詞／滝廉太郎 作曲) ト長調

2 夏の思い出 (江間章子 作詞／中田喜直 作曲) ニ長調

3 荒城の月 (土井晩翠 作詞／滝廉太郎 作曲) ロ短調

ウ 美術部

鉛筆デッサン (60分)

・机上に置かれた静物のデッサンをおこなう。

*デッサン用の紙とカルトン・クリップは本校で用意する。

*上記以外の鉛筆デッサン用具一式と筆記用具は各自持参すること。

エ 書道部

毛筆・硬筆 (あわせて60分)

①毛筆 ・漢字（楷書） ・漢字仮名交じりの書（行書と平仮名）

②硬筆 ・ボールペン字

*紙とボールペンは本校で用意する。

*紙以外の書道用具一式、筆記用具は各自持参すること。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績、一般面接の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

なお、全体の満点を500点とし、学力検査と調査書の比重は同等とする。

① 調査書

「各教科の学習の記録」は音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍して、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

(部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等についても総合的に評価し、点数化する。)

② 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、検査時間はそれぞれ50分とする。各教科の満点を50点とし、合計250点満点とする。

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

③ 一般面接

集団面接を実施する。面接については段階評価する。

* 特色選抜及び連携型選抜と併願している志願者については、特色面接又は連携型面接の実施をもって、一般面接の実施とみなす。

18 学力検査、面接、特色検査の日時、日程、会場及び持参物等

(1) 学力検査（特色選抜志願者及び一般選抜志願者共通の日程）

① 日時

令和8年3月4日(水) 受付時間：午前8時～午前8時30分
受付場所：相馬総合高等学校 昇降口

② 日程

8:00 8:30 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

受付	連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
(30分)	(30分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)

* 学力検査終了後、事務連絡の後に下校とする。

③ 会場

相馬総合高等学校

④ 持参物

受験票、上書き、下足を入れる袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

* スマートフォン等の通信機器、計算機能や言語表現機能を有する電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 面接（特色選抜志願者及び一般選抜志願者共通の日程）及び特色検査（特色選抜志願者のみ）

① 日時

令和8年3月5日(木) 受付時間：午前8時～午前8時30分
受付場所：相馬総合高等学校 昇降口

② 日程

8:00 8:30 9:00

受付	連絡	特色面接及び一般面接	休	特色検査
(30分)	(30分)			

* 面接及び特色検査の終了予定期刻は、令和8年2月27日(金)正午までに本校ホームページ～掲載する。

* 特色選抜志願者は特色検査終了後、一般選抜のみの志願者は一般面接終了後に下校とする。

③ 会場

相馬総合高等学校

④ 持参物

受験票、上書き、下足を入れる袋、特色検査に必要な準備物

* スマートフォン等の通信機器、計算機能や言語表現機能を有する電子機器類は持ち込まないこと。

* 検査が午後までかかる志願者は、昼食も持参すること。

19 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 追検査等受験の手続

① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式11号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式12号）を交付する。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(3) 学力検査及び面接（特色選抜志願者及び一般選抜志願者共通の日程）

① 日時

令和8年3月10日（火） 受付時間：午前8時～午前8時30分

受付場所：相馬総合高等学校 正面玄関

② 日程

8:00 8:30 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

受付	連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
(30分)	(30分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)

* 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

* 学力検査終了後、事務連絡の後に面接を行う。

* 面接の終了予定時刻は、令和8年3月9日（月）正午までに本校ホームページへ掲載する。

* 面接終了後、下校とする。

* 選抜の一部を受験する場合の日程は、中学校長を通して志願者へ連絡する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本人へ連絡する。

③ 会場

相馬総合高等学校

④ 持参物

受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

* スマートフォン等の通信機器、計算機能や言語表現機能を有する電子機器類は持ち込まないこと。

(4) 特色検査（特色選抜志願者のみ）

① 日時

令和8年3月11日(水) 受付時間：午前8時～午前8時30分

受付場所：相馬総合高等学校 正面玄関

② 日程

8:00 8:30 9:00

受付	連絡	特色検査
(30分)	(30分)	

* 特色検査の終了予定時刻は、令和8年3月9日(月)正午までに本校ホームページへ掲載する。

* 特色検査終了後、下校とする。

③ 会場

相馬総合高等学校

④ 持参物

受験票、上ばき、下足を入れる袋、特色検査に必要な準備物

* スマートフォン等の通信機器、計算機能や言語表現機能を有する電子機器類は持ち込まないこと。

20 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時 から 令和8年3月24日(火)午後5時 まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

なお、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、令和8年3月16日(月)午後1時から午後4時まで、合格者一覧を本校敷地内に掲示する。

- (2) 合格発表後、本校において、合格者に対して合格通知書（様式13号）を交付する。

合格者は、受験票を持参し、来校すること。

- (3) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

21 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報（以下「学力検査結果」という。）を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時 から 令和8年3月24日(火)午後5時 まで

22 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、検査等の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式15号）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続については、「**19 追検査等の実施**」（11ページ）の「(2)」に示した通りとする。追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

(4) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」で確認の上、本校に問い合わせること。